

# 教訓ノート6-2

6. 災害・防災の経済、財政

## 地震保険



**GFDRR**  
Global Facility for Disaster Reduction and Recovery



**世界銀行**

著者

Olivier MahulおよびEmily White：世界銀行

# 教訓ノート6-2

## 6. 災害・防災の経済、財政

### 地震保険

2011年3月に日本の東北地方を襲った地震は世界の記録史上4番目の大きさで、多くの人的損害をもたらし経済的にも大打撃を引き起こした。被害は16兆9,000億円と推定されており、史上もっとも被害額の大きい災害となった。それでも、民間の損害保険会社は重大な損失を被ることなく立ち直ると予想されている。これは、ひとえに（保険契約の構成と再保険によって）保険責任が慎重に規定されており、（民間の損害保険会社と共済組合の）二種類からなる地震損害補償制度が十分に発達しているためである。しかし、日本の住宅の過半数は依然として無保険であり、地震が起きれば政府に大きな財政負担をかける可能性がある。

### 知見

#### 住宅地震保険：保険責任を慎重に規定した二重構成

日本では地震保険は主として民間の損害保険会社と共済組合によって提供されている。両者の地震リスクにおける財務管理は根本的に異なっているものの、東日本大震災後に、どちらの制度も効率的に保険金を支払い、また、財務上の健全性を示した。表1で、民間の地震保険と国内最大の共済組合である全国共済農業協同組合連合会（JA共済<sup>1</sup>）の共済制度と比較している。両制度は、対象としている災害と資産、およびその保障範囲は類似しているが、損害保険会社では契約は任意で、リスクを基準として保険料が設定されているのに対し、共済では均一の掛金で火災共済に付帯している。

どちらの制度でも保険責任については慎重に規定されている。保障対象は（上限を設定した上で）火災における保険額の50%までに制限されている。同様に、両制度は洗練さ

1 全共連とも称する

表1：日本における地震保険の二重構成

	損害保険会社	共済組合（JA共済）
適用災害	地震、噴火、津波	地震、噴火、津波
保障対象	建物、家財	建物、家財
保障範囲	限度額あり。火災保険の保険額の30-50%	限度額あり。火災共済損害額の50%
加入方法	火災保険に任意で付帯する	火災共済にあらかじめ付帯
保険料	（地域区分及び建造物形式に応じた）リスク相応	地域は一律（木造／非木造別）
再保険	日本地震再保険株式会社（JER）および日本政府	国際的な再保険および債券市場
損害の認定基準	3段階方式	比例判定制
世帯加入率（世帯数に対する割合）	25%	11%

れた再保険の戦略をとっている。損害保険会社が引き受けた地震保険契約は、法律に基づき設立された日本地震再保険株式会社（地再社）が再保険により引き受けている。共済組合では国際的な再保険と債券市場を利用しており、政府は介在していない。どちらの制度でも、損害保険会社と共済組合は再保険により保険責任が限定されている。

損害保険会社による地震保険の世帯加入率は、日本全体でおおよそ25%程度と推定されており、保有契約件数は1,300万件弱で、火災保険への付帯率は48%である。さらに、共済組合の地震共済に加入している世帯がおおよそ14%存在するため、加入率は合計で39%になると推定される。<sup>2</sup> JA共済は共済組合による市場の中で大きなシェアを有しており、（日本の全世帯数の11%に相当する）540万世帯が地震災害補償が付帯した建物更正共済に加入している。同じく共済組合である全労済の自然災害補償付帯の火災共済の保有契約件数は170万件であり、これは日本の全世帯数の3%を占めている。

2 総世帯数は約5,100万世帯と推定されている（内閣統計局）。有効契約数の出典は損害保険料率算出機構（2010）、JA共済Business Operations（2011）および全労済年次報告書（2010）、共済組合のデータはJA共済の市場シェア85%から推定

## 民間の損害保険会社と日本地震再保険株式会社

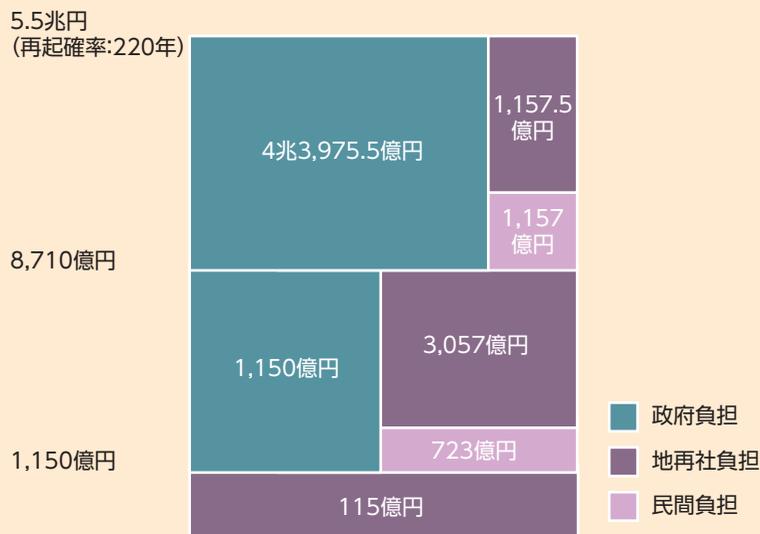
民間の損害保険会社による地震保険は、火災保険に付帯して提供される。地震保険の保障は住宅の場合で5,000万円、家財で1,000万円を限度として、火災保険の保険金額の30%から50%以下となっている。

3段階制の保険金支払区分により、迅速な被害評価と保険金支払いが可能である。支払いは被害の状況によって全損、半損、一部損の3段階に区分され、それぞれ契約金額に対して100%、50%あるいは5%が支払われる。

保険料は危険度を基準としており、住宅の立地している都道府県（八つのリスク区分に分割）と建物の構造（木造・非木造）によって決まる。1,000万円の保険額に対して、保険料は、最低で長崎県の非木造建築で年額5,000円から、最高で東京の木造建築で年額31,300円までとなっている。また、耐震建築であれば、1981年以降に建設された建築物に適用される割引率10%を含めて、最高30%までの割引が適用される。損害保険料率算出機構で算出している保険料は、純保険料と付加保険料率で構成される。地震保険は営利を目的としていないため、利益は織り込まれていない。こうした料率設定に関わらず、多発する地震のため、保険料はかなり高額になる。

地再社は、(1964年の新潟地震を受けて) 1966年に制定された地震保険に関する法律に基づいて設立された。民間の損害保険会社が引き受けた地震保険は、いったんすべて

図1：日本における地震再保険（2011年5月時点）



地再社が再保険を引き受け、リスクは均等化される。これにより、実質的に地再社は民間の保険市場で唯一の地震再保険事業者として機能している。さらに地再社が引き受けた保険責任のうち一定部分を、(各社の市場シェアに応じて) 損害保険会社と、政府に再々保険している。この再保険事業は、民間保険各社と地再社自体の保険責任が、地震保険料を積み立てた準備金を上回らない範囲に制限されている。図1では、東日本大震災の発生を受けて2011年5月に改訂された再保険制度を図解している。現在の総支払い限度額は、1923年の関東大震災が220年に一度発生すると想定して、5兆5,000億円となっている。<sup>3</sup> 支払うべき保険金の総額がこの限度額を超過した場合、各契約ごとの保険金を削減できることになっている。

この制度では日本政府が中核的な役割を担っている。保険責任の分担は政府が87%、地再社が10%、民間が3%に設定されている。なお、(2011年5月の) 改訂以前は、政府の分担は78%で残りを地再社と民間が均等に負担することとなっていた。東日本大震災によって地再社と民間の準備金が減少したため、政府の分担が増やされた。

日本の会計基準は、損害保険会社が(地震保険料を積み立てた上で手数料や販売管理費を差し引いて) 長期的に形成される準備金をもって、保険金を支払うことを認めている。この準備金の額は将来生じうる保険契約上の債務によって決定される。同様に、日本政府も地震再保険特別会計において政府責任準備金を積み立てている。表2に2010年度末、すなわち東日本大震災の発生以前の準備金の額を示している。震災は準備金の約半分を消耗させた。

なお、東日本大震災以前でさえ、地震保険制度を支えている準備金の総額は、すべての関係者の保険責任の一部にしか相当していない点に留意する必要がある。この潜在的な格差は、主として政府の準備金に対する保険責任の比率が低い水準に抑えられているためである。準備金を上回る被害をもたらす大規模な地震災害の発生時には、追加的な財源を即

**表2：地震保険事業における準備金**

	2010年度末準備金 (10億円)
日本政府	1,343
日本地震再保険	424
民間保険会社	489
合計	2,256

出所：地再社 2011a.

<sup>3</sup> 総支払い限度額は2012年には6.2兆円に増額される(財務省、2012年)

座に動員する必要がある。

## 共済組合

協同組合の共済事業を担当している共済組合も、地震損害補償制度を提供している。最大の規模を有するのはJA共済で、共済組合の火災共済全体の85%もの市場シェアを持つと推定される。共済組合の例に漏れず、JA共済も非営利を前提としており、その商品は民間の損害保険会社とは異なっている。JA共済は建物更正共済を提供しており、民間の地震保険より包括的な保障を設定している。これは自然災害などによる建物被害の修復資金を確保する、貯蓄制度の一種と見なすことができる。5年（ないしより長期の）契約で、自動的に火災・洪水・地震その他の自然災害による被害について建物と家財を保障する。保障期間満了時に満期共済金が支払われる。2011年初頭の時点で、JA共済の建物更正共済の保有契約件数は1,100万件以上であった。

JA共済の建物更正共済には、地震に対する保障も自動的に付帯されている。共済金の支払いは2億5,000万円を上限として、火災共済額の50%に制限されている。平均的な火災共済額は3億円となっているため、地震保険における上限補償額は平均1億5,000万円である。

建物更正共済では地震被害に応じて共済金が支払われる。共済金は損害査定員が家屋被害を調査し、被害割合を共済契約の上限額に乗じて算出される。掛金は均一制で、住居の所在地に関わらず一定となっている。ただ、木造と非木造家屋では料率設定は異なる。

共済組合は、地震保険に関する法律の適用対象外であり、地再社には参加していない。共済組合は民間の規制の枠組に属さず、代わりにそれぞれの所轄省庁に対して責任を負っている。例えばJA共済であれば農林水産省の監督下にある。民間とは対照的に、共済組合は再保険に国際市場を利用している。JA共済の再保険は世界でも最大規模とされており、再保険能力は750億円を上回る。また、大規模かつ十分に分散された資産基盤により、健全な財務体質を持つ。伝統的な再保険以外にJA共済はリスク分散を目的として、キャットボンドを発行している。Box 1参照。

## 工業および商業地震保険

従来、工業・商業地震保険は、比例的に限定した補償を行う、縮小支払い方式にて提供されてきた。保障は所在地によって異なり、東京の15%から、新潟の100%まで日本を12のリスクゾーンに区分している。日本における保険市場で大規模な規制緩和を実現した1996年の保険業法の改正にて、実損てん補保険の提供も開始され、保険額（保険金の支払上限）が大幅に増加している。地震による収益損失や事業の中断に対する保障はこれまで提供されておらず、いまだに加入率は低い。

## Box 1：災害リスク金融の革新：地震から日本の農民を保護する起債市場

2008年、ドイツを拠点とするミュンヘン再保険は特別目的会社のMuteki Ltd.を通じて、2回目となるJA共済のキャットボンド3億ドルを発行した。

キャットボンドは、事前に規定された自然災害が発生した際に共済金支払い財源の一部として充填するための、指数に連動する債権である。通常、キャットボンドは最高水準のリスクをカバーしており、主として年間発生確率が2%未満の（すなわち、再起確率が50年以上の）災害を対象として起債される。従来型の再保険とは異なり、キャットボンドは全面的に担保保証されており、満期は複数年（通常は3～5年）である。

3年満期のMutekiキャットボンドは、ミュンヘン再保険との再保険契約により、JA共済・全共連に対して間接的に、日本における地震発生について保険金支払いのリスクを分散している。他のキャットボンドと同様に、Mutekiキャットボンドは実際の損失額ではなく、地震の場所と規模を指数として発行条件が設定されている。東日本大震災ののち、Mutekiキャットボンドは地震災害の発生により再保険金を回収する初めてのキャットボンドとなり、発行金額3億米ドル全額が回収された。

2012年2月には、Guy Carpenter and Companyが、SPV Kibou Ltd,を通じてJA共済を相手方とする、3億ドルのキャットボンドの起債を発表している。この場合も、やはり強震観測網（K-Net）が設置している各地の地震計の記録する地震データを基に、パラメータ式の発効条件を設定している。

その他に地震火災費用保険金が存在する。これは地震の後で発生する火災について限定的に補償するもので、店舗用の包括契約など、一部の保険に自動的に付加されている。補償は一定額を上限に、火災保険の保険額の5%に限定されている。地震補償を付加したその他の保険としては、積み荷保険、自動車保険および技術保険がある。

### 経済被害と補償

東日本大震災は被害総額は16兆9,000億円という大規模な直接被害を引き起こした（KN6-1）。民間における（家屋、商業、工業）建造物の被害が全体の62%、公共インフラが13%を占める（附属1参照）。保険により2兆7,500億円、総経済被害の16%が補償されたと推定される。このうち住宅資産が78%を占める。56%は民間と地再社により、44%は共済組合に補償された（附属1参照）。

形式の違いに関わらず、民間と共済組合の地震損害補償制度は、保険責任と再保険によ

る効率的な損害管理により、保険金支払いに応じるのに十分な資金を有していた。民間が運営する地震保険制度は推計で、総額1兆2,000億円の損失を被った。内訳は民間が42%、地再社が13%、政府が45%となっている。民間と地再社の双方の準備金が激減したため、政府の支払い限度額が引き上げられた。JA共済が被った損失は8,300億円と推定され、そのうち90%が住宅の被害によるものだった。58%は回収された再保険金があてられた。

民間保険会社が採用している3段階方式の損害認定基準により、迅速な保険金の支払いが可能となった。全損の判定には衛星画像も利用され、さらに迅速な支払いが可能となった。震災発生後、日本損害保険協会は、衛星画像を基に全損地域を指定した(KN5-2)。この地域内からの保険金支払い請求については、損害調査は不要とされ、迅速に支払いを完了した。741,000件の支払い請求1兆2,000億円のうち、60%は震災後2カ月以内に、90%が5カ月以内に支払いを完了している。

## 東日本大震災とその他近年の地震災害の比較分析

東日本大震災で発生した経済と財政への影響を、近年発生した他の地震災害－2010年のチリ大地震、2011年に発生したニュージーランド、カンタベリー地震を比較すると、興味深い結果が得られる。3件の地震はいずれも激甚で、震源のあった国々に重大な経済被害をもたらしている。表3に比較分析の概要を示した。絶対的な被害としては東日本大震災が最大だが、国内総生産(GDP)に対する比率では、日本の経済規模が大きいため、チリあるいはニュージーランドの震災よりも低くなっている。政府支出に対する割合として、政府の負担した直接的な損失(あるいは追加支出)は、東日本大震災で8%、ニュージーランド、カンタベリー地震で11%である。また、再保険により補償された損失は、チリが95%、ニュージーランドが29%(地震委員会が損失の大部分を引き受けている)で、日本は23%と推計されている。ここからは、国内の民間の再保険に依存する地再社と、再保険の大部分を国外で調達しているJA共済の明らかな違いはわからない。

表3：東日本大震災、カンタベリー地震およびチリ、マウレ地震の比較分析

	ニュージーランド、カンタベリー、チリ、マウレ		
	東日本	ド、カンタベリー	チリ、マウレ
年	2011	2011	2010
マグニチュード	9.0	6.3	8.8
推定される直接的経済損失 (10億ドル)	225	15	20
推定される直接的経済損失(対 GDP比)	4%	9%	9%
政府が負担したと推定される直接 的経済損失(対政府支出比)	8%	11%	n/a
推定される保証損失(対直接的経 済損失比)	16%	80%	40%
国際再保険により補填されたと推 定される保証損失	23%	73%	95%

出典：Swiss Re 2011年；Aon Benfield 2011年；日本・財務省2012年；ニュージーランド財務省2011年；RMS 2011年

註記：直接経済被害は物的資産（インフラ含）への被害である。

## 教訓

東日本大震災での経験から、日本の地震損害補償制度からいくつか重要な教訓を導き出せる：

- **万能の解決策は存在しない。** 日本が採用している二種類の制度は、地震保険制度において万能の解決策など存在しないことを示している。二種類の大きく異なった制度が地震の多発地帯である一国内で共存し、10世帯のうち4世帯にまで地震損害補償を提供している。
- **地震保険制度にとって強靭さは不可欠である。** 健全な契約運用と慎重な再保険の確保により、どちらの制度も東日本大震災後に問題なく保険責任を果たしている。現行制度の強靭さは持続可能性を損なわずとも改善することが可能であった。一例として、JA共済の地震共済の上限は、10%から始まって段階的に現在の50%にまで引き上げられてきた。

- **大規模災害が発生しても迅速な保険金の支払いは可能である。** 民間の3段階方式の損害の認定基準は、迅速な被害の認定と保険金の支払いを可能にした。また、大規模災害時には多数の損害査定員が派遣されることも考えられている。3段階基準の単純さにより迅速な対応が可能となる。
- **日本では加入率は高いものの、依然大幅な拡大の余地がある。** 全世帯の約40%は地震保険・共済による保障を得ているが、60%は無保険となっている。国際的な経験を踏まえれば、自発的な加入による限り、一定水準を超えて保険の普及率を拡大するのは、不可能ではないにせよ、極めて困難である。したがって、強制的な地震保険の導入も検討する必要がある。

東日本大震災は、民間の運用する地震保険制度について、いくつかの課題も浮き彫りにしている：

- **保険金支払いは総額で制限されている。** 現在の支払い額の上限は5兆5,000億円（2012年には6兆2,000億円に増額予定）で、1923年の関東大震災のような大規模な震災にも対応できる額となっている。しかし、現状は連続した大規模地震の発生を考慮しておらず、もし発生すれば事業の支払い能力を破綻させる可能性がある。
- **地再社制度では日本政府の保険責任は事前の準備を越えている。** 政府における支払い限度額は、民間の損害保険会社と地再社の双方の準備金の残高と、事業によって規定された保険責任の上限に応じて調整されている。現在、政府は87%を分担しているが、これだけ多額の保険金支払いは特別会計では十分でないため、大規模災害が発生すれば、速やかに予算を割り当てるか、再配分する必要が生じる。
- **限定された保障では、被保険者のニーズに充分に対応できない可能性がある。** 事業は、「地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的と」して（1966年、地震保険に関する法律、第1条）、火災保険の保険金額の50%までを保障するようつくられている。より高い保障への需要が高まりつつあるものの、制度の財務的持続可能性を維持するためには、慎重に検討する必要がある。
- **保険金支払いは大きなリスクをもたらしており、改訂の余地がある。** 3段階方式の損害認定基準により迅速な保険金の支払いが可能となるが、一部損（5%）と半損（50%）の間には大きな格差がある。このため、保険金が被害に見舞われた被保険者のニーズと一致しないリスク（基本リスク）を増大させる。リスク低減のためには、中間的な4段階目の基準を導入することが考えられる。
- **日本における大災害のリスクモデルは洗練されているものの、改善の余地がある。** 日本では最先端の大災害リスクモデルが開発されているが、（東日本大震災では損

失全体の30%を引き起こした)津波、あるいは液状化現象など、2次的な損失の危険はモデルでも組み入れられていない。また、こうしたモデルは公共施設やインフラの大災害時におけるより綿密なリスク評価にも活用できる。

## 途上国への提言

### 妥当かつ維持可能な災害リスク保険制度の形成

日本における地震保険制度は、東日本大震災後に相当な強靭さを発揮している。この経験から、災害リスク保険を普及させる意図を持つ災害の頻発する途上国に対して、妥当かつ維持可能な保険制度を構築し、官民パートナーシップ（PPP）における政府の役割を明確にするのに役立つ提言を導くことができる。

**保険は持続し維持できる制度として形成する。** 災害リスク保険は、保険会社が保険責任を管理し、維持できるよう設計すべきである。契約者のニーズに対してよりよく対応し、同時に大規模災害に際して制度の強靭さを確保できるように、改訂し続けるべきである。2種類ある日本の地震損害補償制度がいずれも提供している部分的な保障と、民間が採用している簡略化された損害認定プロセスは、どちらもコスト低減に役立っている。

**保険料は、潜在するリスクに応じて価格を設定する。** 保険料率にはリスク区分および建築の種類に応じて潜在するリスクを反映させる必要がある。リスクを基準とする保険料率は、契約者に対して現実に存在しているリスクの所要コストを認識させ、それによってリスクの緩和に向けた財務的な動機を与えることになる。たとえ被保険者がコスト全額を負担しなくても、助成が明確になることでリスクの潜在するコストが認識できる。

**災害リスクの緩和に投資するインセンティブを提供する。** リスク低減に投資する保険契約者には、保険料の割引、あるいは控除など、追加的なインセンティブを提供できる。

**保険の加入を強制する仕組みを検討する。** 通常、自発的な災害リスク保険契約では、保険市場が高度の発達を遂げた環境においても、あまり高い普及率は望めない。大多数の国民を自然災害から保護するには、火災保険契約に災害保障を自動的に付帯するような、なんらかの強制的な仕組みが必要になる。

**災害リスク保険を提供する経路の多重化を推進する。** 大災害時リスク保険の提供にあたっては、民間や共済組合など、既存の損害保険の仕組みを活用すべきである。日本における制度は、異なる社会的階層に適切に対応するには、たとえ極めて類似した製品であっても、提供する仕組みを変えたほうが効果的であると実証している。したがって、災害リスク保険についても、提供方法の多重化を検討すべきである。

**詳細な災害リスクモデルを構築する。** 詳細なリスク評価、保険料率の算出、ならびに災害リスク保険における保険責任を効率的に管理するには、詳細な大災害時のリスクモデルとデータベースが不可欠となる。リスク評価には、災害リスクモデルに加えて、危険にさらされる資産（建築物およびインフラ）の詳細な危険性データベースと、災害危険度を詳細な金銭的損失へと変換する脆弱性関数が必要とされる。一般に、こうしたモデルの開発は民間のリスクモデル企業によって行われるが、保険市場が未発達な一部地域では、政府と支援機関が公共インフラとしてモデルの開発を全面的ないし部分的に負担し、市場の発達を支援している。

**災害時リスク保険市場におけるインフラを構築する。** 災害リスク保険市場を育成するには、災害リスクモデルや危険性データベース、製品設計や価格設定など、基盤をなすインフラへの大規模な投資が必要となる。民間保険会社が費用対効果の高い保険商品を提供するにあたり、政府はこの種のインフラの構築で主導的な役割を果たすことができる。

**法律・規制の実施環境を整える。** 自動車保険をはじめとする、一般的な保険とは異なり、災害リスク保険は保険会社に対して相互に関連性のある多額の損失を発生しかねない。実際に災害が発生したとき、保険会社が保険金の支払いに応じられるよう、法的・規制的枠組によって適切な価格設定、準備金の確保および再保険の調達を実現する必要がある。

**災害保険事業における官民パートナーシップを促進する。** 持続・維持可能な地震保険事業の形成において、政府は重要な役割を果たすことができる。民間が技術的専門知識と財務能力を活かす一方で、政府は持続可能な市場ベースの保険商品の育成に向けて、公の制度および保険市場といったインフラの構築を支援できる。

**政府には、最後の手段となる資金提供者としての役割が期待される。** 民間の再保険機能が利用できず、あるいは高価すぎて国内の保険事業者が費用対効果の高い保険商品を提供できない場合、最後の手段として政府が資金提供者として行動する必要がある。政府は民間の再保険市場に対抗するのではなく、市場を補完すべきである。必要に応じて、政府は公的な再保険、あるいは信用保証によって、民間会社に保証を提供すべきである。

## Box 2：農業および漁業保険

農業および漁業分野における保険制度は、東日本大震災にて農家や漁師が受けた損失や損害を補償し、経営の安定化に寄与している。被災地ではほとんどの漁船がなんらかの損害を受け、保険により補償されている。日本では、こうした制度は地域の農民や漁師による互助活動として発足した。後にこれらは政府の設立した互助事業へと発展し、政府は農民および漁師の支払う保険料と管理費用の一部を助成するとともに、再保険を提供している。

### 2009年時点で発効していた農業・漁業・漁船保険契約

	加入世帯数 (1,000世帯)	補償耕地面積 (1,000ha)	保証額 (100万円)	普及率
農作物				
水稻	1,752	1,479	1,223,157	91% (面積)
陸稲	0.4	0.2	46	5% (面積)
小麦・大麦	49	252	83,277	95% (面積)
果樹				
作物共済	76	45 (箱数)	107,200	26% (数量)
樹木共済	4	1	7,000	2% (数量)
家畜	89	6.665 (家畜頭数)	724,585	42% (数量)
耕地作物	82	259	140,400	62%
漁船	192 (隻)	n.a.	1,028,517	>100% (隻数)
漁業	61	n.a.	394,155	52% (世帯)

n.a. = 該当せず

### 漁業保険

今回の震災と津波により、25,000隻に達する漁船が被害を受け、被害額は1,700億円にも達している。岩手・宮城・福島3県の漁船の90%が損傷しており、こうした漁船は漁業とともに水産養殖にも利用されているため、水産業全体に甚大な影響をもたらした。津波襲来以前、被災3県は（水産養殖を除く）日本の漁業全体の10%に相当する漁獲を上げていた。牡蠣とワカメの養殖が盛んに行われていた岩手・宮城

両県を中心に、水産養殖業も大きな被害を受けている。水産養殖業における被害額は1,310億円に上り、そのうち570億円は養殖物、740億円は養殖設備で占められている。

日本における漁業保険は十分に組織化され、小規模漁業者を含むすべての漁師に、適正な価格で基本的な保険サービスを提供している。1952年の漁船損害等補償法の制定を受けて設立された漁船保険制度は、漁船が受けた損失や損害を補償して、漁業経営の安定化を図ることを目的としている。この制度には以下の保険が含まれる：

- 戦乱、拿捕による損害を補償する特殊保険を含めて、事故および災害により生じた損害を補償する*漁船保険*
- 漁船の運航に伴って生じた不慮の費用および損害を補償する*漁船船主責任保険*
- 漁船の乗組船主が漁船上において死亡したり行方不明となったりした場合の補償を行う*漁船乗組船主保険*
- 漁獲した漁獲物・貨物を運搬中に生じた損害を補償する*漁船積荷保険*
- プレジャーボートの運航に伴って生じた損害賠償責任や、救助費用などを補償する*PB責任保険*
- *転載積荷保険*
- 乗組員が抑留された場合の給与を補償する*漁船乗組員給与保険*

1964年の漁業災害補償法に基づいて設立された漁業共済は、自然災害によって引き起こされた漁獲量の低下で損失を被った、中小漁業経営者における漁業・水産養殖事業の安定化をその目的としている。この制度は漁獲、水産養殖業、特定養殖業および漁具を対象としている。

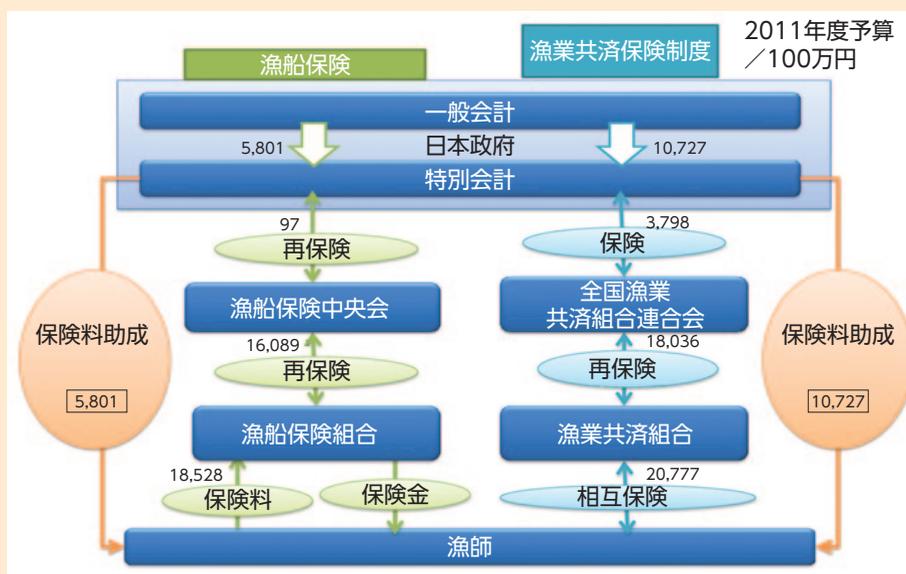
政府は保険料の3分の1から2分の1を助成している。漁船保険は2010年に165億円の剰余金を達成したが、漁業共済保険では289億円の損失が発生している。

農林水産省では、東日本大震災による保険金の支払額を1,204億円と推定しており、そのうち日本政府の負担は940億円、あるいは78%になるとしている。2012年3月13日の時点で、634億円の支払いが完了しており、その内訳は漁船保険制度によるものが475億円、漁業共済制度による補償が159億円である。漁船のうち、

60%は漁船保険の適用を受けており、被保険船舶の80%が20トンを超える漁船となっていた。被保険船舶の約80%は船齢が15年以上であった。保険制度では、船舶の補償はその残存価格を対象としているため、支払われた保険金は船舶の更新費用を賅えない可能性がある。

(10億円)

	漁船保険制度	漁業共済保険	合計
政府	72.7 (78%)	21.3 (77%)	94.0 (78%)
政府特別会計準備金	11.0 (12%)	—	11.0 (9%)
全国共済組合	1.4 (2%)	3.0 (11%)	4.4 (4%)
各共済組合	7.8 (8%)	3.2 (12%)	11.0 (9%)
合計	92.9 (100%)	27.5 (100%)	120.4 (100%)



## 農業保険

東日本大震災による農産物および農業施設への損害は630億円に達している。日本では米が主要な農産物となっているが、東日本大震災の発生は米作期以前だったため、米作における損失には保険はほとんど適用されていない。福島第一原子力発電所の事故に伴う補償はいまだに確定していないため、農業保険に基づいて支払われる保

険金の総額も不確定である。宮城県では、農業保険制度の下で震災の被害を受けた温室に対する保険金、10億円が支払われた。

農業保険は、1947年の農業災害補償法に基づき、自然災害によって受けた被害を補償し、農業経営の安定化を図る目的で導入された。制度は主要な農産物のほぼすべてについて保険による補償を提供している。本来は、保険料を賄うための準備金を募る互助組織として発足した制度だが、後に農業共済組合組織へと発展している。保障には米・麦・大麦保険（20ha以上の免責のある水田は強制加入）、家畜保険、果実・果樹保険、耕地作物および園芸作物保険、温室保険と、家屋および資産が含まれる。なお、農家の支払う保険料の半額を政府が助成している。

著者 石渡幹夫：世界銀行

## 著者

Olivier MahulおよびEmily White：世界銀行

## 参考文献

Benfield, Aon. 2011. "Earthquake Insurance Business in Japan." December 2011.

General Insurance Association of Japan. 2011. *Annual Report 2010-2011*.

JA Kyosai. 2011. *Annual Report 2010, Business Operations*.

Japan Credit Rating Agency Ltd. 2011. "JCR Affirmed AAp/Stable on Japan Earthquake Reinsurance." December 28.

JER (Japan Earthquake Reinsurance Co., Ltd) . 2011a. *Annual Report 2011*.

———. 2011b. "Response to the Great East Japan Earthquake by the General Insurance Industry." Presentation, World Forum, Jamaica, October 25-26, 2011.

McAllister, S., and E. Cohen. 2011. "Japanese Casualty Insurers Show

Resilience.” [www.contingencies.org](http://www.contingencies.org).

Muir-Wood, R. 2011. “Designing Optimal Risk Mitigation and Risk Transfer Mechanisms to Improve the Management of Earthquake Risk in Chile.” OECD Working Papers on Finance, Insurance and Private Pensions No. 12, Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris.

Non-Life Insurance Rating Organization of Japan. 2011. [www.nliro.or.jp](http://www.nliro.or.jp).

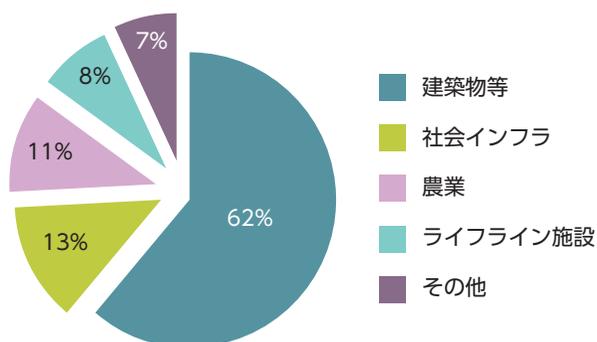
SCOR Global P&C. 2011. Technical Newsletters, December and October 2011.

Swiss Re. 2012. “Lessons from Major Earthquakes.” Economic Research and Consulting, January 2012.

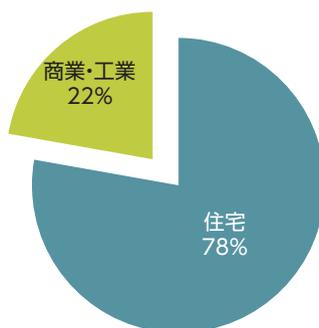
*Zenrosai. 2011. Annual Report 2010.*

## 附属1：東日本大震災における経済被害と保険金支払い

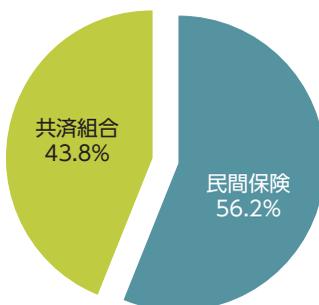
東日本大震災における総被害(16兆9,000億円)に対する分野別割合



東日本大震災における保険支払い(2兆7,500億円)に対する分野別割合

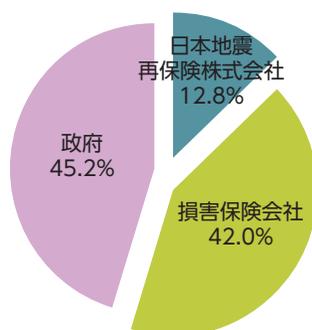


東日本大震災における保険支払い(2兆1,370億円)に対する制度別割合



## 附属2：地震保険種別による東日本大震災における支払い負担

### 民間地震保険の支払い負担(1兆2,000億円)



### JA共済が支払った保険金(8,300億円)

